

第 35 回日本ハンドセラピィ学会学術集会 規約

(名称)

第1条 この会の名称は「第 35 回日本ハンドセラピィ学会学術集会」とする。

(目的)

第2条 この会は、一般社団法人日本ハンドセラピィ学会において学術集会長を任命され、学術集会長は学術集会を開催することで、ハンドセラピィの学術的研鑽及び発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、一般社団法人日本ハンドセラピィ学会から独立した組織である。

(所在地)

第4条 この会の所在地は、財務部である愛知県東海市富貴ノ台 2 丁目 172 番地、星城大学リハビリテーション学部作業療法学専攻とする。

(会員)

第5条 この会の会員は、本学術集会参加者とする。

(役員)

第6条 この会には、学術集会長、実行委員長、事務局長、財務部長を置く。

第7条 学術集会長は、実行委員長、事務局長、財務部長の任命を行う。

第8条 学術集会長は、各種部局の設置と委員の任命を行う。

第9条 学術集会長、実行委員長、事務局長、財務部長、委員を構成員とする。

(運営)

第10条 総会は半年に 1 回、会議は 3 ヶ月に 1 回開催し、会の重要事項について協議する。

第11条 臨時会議の開催は、学術集会長が必要と認めたときとする。

第12条 総会と会議は構成員の過半数の参加にて成立とする。

第13条 各種決議は参加者の過半数の賛成をもって可決とする。

第14条 実行委員長と事務局長は会議で決定した事項を速やかに実行委員等に報告する。

(会費)

第15条 会員は本学術集会で定められた金額を参加費として負担する。

(会計監査)

第16条

1 第 15 条の会費及び経費は、出納帳により記録し、現金は通帳へ入金する。

2 会計は、月末をもって、出納帳より、受入金額、払出金額及び残高を算出し、通帳の残高と符合することを確認する。

3 学術集会長は、3 月 31 日の年度末をもって 2 の内容を確認する。

(改正)

第17条 この規約は構成員の過半数の同意をもって改正することができる。

(設立)

第18条 この会は令和 3 年 8 月 18 日に設立とし、学術集会后 6 か月をもって閉会する。

附則

学術集会長，実行委員長，事務局長，財務部長は次の会員とする

会 長	飯塚 照史（奈良学園大学）
実行委員長	稲垣 慶之（名古屋掖済会病院）
事務局長	古田 裕之（飯田市立病院）
財務局長	竹内 佳子（星城大学）

この規約は第 35 日本ハンドセラピィ学会学術集会の規約であることを証明します。

会長 飯塚 照史

